

に御賛成いただきますようお願い申上げます。たゞいま議題となりました道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近わが国においても、政治、経済、文化及び観光上の国際交流がとみに伸展しております。また本年十月には第十八回国際オリンピック大会が東京において開催される予定で、その際多数の外国人旅行者がわが国を訪問するものと予想されます。

このような状況に対応して、わが国が自動車による国際交通の円滑化をはかる必要があり、道路交通に関する条約を今国会に提出しております。

この条約に加入することにより、わが国からこの条約に旅行する旅行者も、相互に条約上の利益を受け、自分が持ち込んだ自動車を簡単な手続で運行し、また国際運転免許証を使用することができます。この条約との調整をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

道路交通に関する条約は、自動車による国際親善の増進に寄与するところが大きいと考えられます。

この条約への加入に伴い、道路運送車両法等運輸省所管の法律につきまして条約との調整をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

道路交通に関する条約は、自動車による国際交通の発達と安全を目的として、一九四九年ジュネーブにおいて採抲され、現在アメリカ、イギリス、フランス、ソ連を含めて七十カ国が加入しております。この条約の要点は、

第一に条約に定める道路の交通方法に適合するように国内法令を整備すること、第二に他の締約国において登録されている自動車について一年間は国際交通を認めること、第三は他の締約国が発給した国際運転免許証で自動車を運転することを認める三つの点であります。

この条約を実施するための国内措置いたしましては、道路の交通方法と国際運転免許証につきましては、道路交通法の一部改正が予定されており、国際交通を認める自動車につきましては、この法律を制定して、道路運送車両法の特例その他必要な事項を定めることとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について申しあげます。

第一に、道路交通に関する条約の利益を受ける外国の自動車は、締約国において登録されており、旅行者が一時的訪問に際し輸入し、かつ、使用者も、相互に条約上の利益を受け、自分の持込んだ自動車を簡単な手続で運行することができます。

この法律案を提案する理由

付を受けることができる」といたしました。

以上が、この法律案を提案する理由何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申しあげます。

○川野委員長 両案に対する質疑は、後日に行なうこといたします。

といたしました。

第四に、この自動車についても強制保険には加入させることといたします。事故の原因につきましては、直ちに鶴見列車事故技術調査委員会を組織いたしまして、数次にわたる列車走行試験など、各方面から究明を行なってまいり、その結果、三十九年の一月に

一応の中間の結論を得ましたが、特別監査報告書に指摘されておりますよう

に、なお解明すべき多くの問題が残さ

れております。したがいまして、今後

傾倒してまいりました。ようやくその

成果があらわれ始めた際に鶴見事故を

引き起こしたことはまことに遺憾であ

ります。事故の原因につきましては、直ちに鶴見列車事故技術調査委員会を組織いたしましたが、特別監査報告書の趣旨を体しまして、技術調査委員会を中心に、さらに事故原因を徹底的に究明してまいる所存であります。

最後に、わが国の自動車及び原動機

用除外に伴い検査標準制度がなくなりますので、これに代わる保険標章の表

示を義務づける必要があり、この点に

関し、自動車損害賠償保険法の一部を改正することといたしました。

最後に、わが国の自動車及び原動機

用除外に伴い検査標準制度がなくなりますので、これに代わる保険標章の表

示を義務づける必要があり、この点に

関し、自動車損害賠償保険法の一部を

用除外に伴い検査標準制度がなくなりますので、これに代わる保険標章の表

示を義務づける

ためてまた御報告いたしたいと存じます。

○川野委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。河野正君。
○河野(正)委員 時間の制約等もござりまするので簡潔にお尋ねいたしますので、当局側は誠実な、しかも簡潔なお答えをいただきたいと思うのです。

本日お尋ね申し上げたいと思います。点は、国鉄の経営にかかわります志免鉱業所、これはさきに民間払い下げをめぐりまして世間の脚光を浴びたのでございますが、その国鉄志免も、斜陽産業といわれました石灰産業の合理化にならって、すでに三月末でございますから本日でござりますけれども、閉山をするというきわめてきびしい当局側の通告を受けておるのでございます。しかしながらこの問題は、千数百名の従業員もさることでござりますけれども、国鉄志免鉱業所でさえられてしましました地元の宇美、志免、須恵、こういう関係町村六万住民にとりましても、経済的あるいはまた社会的に受けます影響というものは非常に甚大なものがあるわけでございます。ことばをかえて申し上げますれば、私は六万地域住民にとりましては死活問題だというふうに申し上げましても過言ではなかろうかと考えております。したがつて、この志免鉱業所を閉鎖すると、いう問題はきわめて重大な問題だというふうに考えております。しかも、先ほど申し上げますように、三月末おきましては一応閉山をするというふうな通告も受けております最終段階でござりますので、ここにあらためて当局

の御方針といふものをひとつ明らかにしていただきたい、かように存じます。

○磯崎説明員　志免鉱業所の問題につきましては、数年前からいろいろ皆さまにたいへん御心配をかけてまいっておりまます。ただいま先生のおつしやいましたとおり、私どもいたしましては、本日、三月末日をもって閉山の予定でまいしておりますが、実は昨夜来徹宵労働組合と協議いたしました結果

で長年お世話になつた地元に対してもういうふうに前向きの姿勢で対処する

で長年お世話になつた地元に対してもういうふうに前向きの姿勢で対処するかということで、関係の部課長を委嘱いたしました。鋭意具体的な問題につきまして今日まで検討いたしまいました。まだ閉山に至つておりますので、事柄は具体的に進展いたしておりませんが、話の内容は着々と進められておるつもりでござります。

うことでござりますから、非常に大きな不安を持つということは当然と思いま

うことでござりますから、非常に大きくな不安を持つということは当然と思ひます。そこで要は、七十年間これは地元でお世話をなつたわけでござりますから、したがつて、そういう地元の貢献に今後どう具体的にこたえていくか、この点が私はきわめて重大だと思ひます。もちろんこの点は地域住民にも言えますし、また従業員にとりましても、父祖三代にわたつて志免鉱業

処分等につきましてもなるべくいま先生のおつしやいましたとおり、前向き

处分等につきましてはなるべくいま先生のおっしゃいましたとおり、前向きに積極的に、今までの御恩返しと申しますか、そういう気持ちも含めまして、處理してまいりたいというふうに考えております。具体的な問題につきましては後刻申し上げますが、根本的な考え方といたしましては、できるだけ地元の振興に役立つように、私どもの全精力を使って、今後地元といいろいろ御

果、けさになりましたて大体話をまとめ、して、来たる六月末に円満に閉出するということとで、その間に職員の配置転換等を進めまして、六月末に閉山し、七月からは整理体制に入るということで話を妥結いたした次第でございまして、今までたいへん御心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

さて、それに続いてまいります地元四ヵ町村の約六万の住民とのいろいろな関係でございますが、御承知のとおり、昨年の秋ごろまでは関係地元もいろいろ去就に迷っておりましたが、昨年の秋ごろから、とにかく産炭地振興ということで地元の町村も非常に前向きの姿勢になってこられまして、私もどもに対しましても数回にわたっていろいろなこまかい御要望がございました。この点につきましては後刻先生の御質問にお答えいたしまして、具体的に申し上げたいと思っておりますが、そういうふうに変わってまいりましたので、私どもいたしましても、昨年の暮れに本省の中に憲免地区対策振興委員会という委員会をつくりまして、川上常務理事を委員長に立てまして、これは労働問題と離れて純粹に、先生のいまおっしゃるように、いまま

○河野(正)委員 いまいろいろ副総裁のほうからお答えをいただいたわけですがございますが、なるほど昨夜来徹宵をして一応閉山時期を三ヵ月御延長になります。しかし、三ヵ月延長にならぬかということは、今後の問題にかかると思われますけれども、そういう点になつたので、あとうまくいかないか等を含んでさらに質問を続けてまいりたいと思います。

国鉄志免鉱業所は明治二十一年、時の海軍炭鉱として採掘が始められてまいりましたことは御案内のとおりでございます。その後昭和二十四年六月に國鉄に移譲された点もこれまた御承知のとおりでございます。その間実に七十年余にわたりまして日本の国策に対して非常に大きな貢献をいたしてまいりましたのであります。したがつて、この志免の歴史を無視して鉱業所の命運は考えられないと私は確信をいたします。今日千数百名の従業員、家族を含めますと一万近くと思いますけれども、さらに六万に及びます地域住民、経済的にも社会的にもささえられてまつた、それが一挙に閉山されるるとい

所で働いてきたといったようなケースもございます。したがって、今後の具体的な問題については、従業員あるいはまた地域住民に対しまして納得のいく方策でこの問題の解決に当たっていかなければならぬというように私どもは考えます。そのことが国鉄当局に課せられたされました重大な使命でもあるうとうように私どもも痛感をいたすものであります。

そこで、なるほど対策振興委員会を設定したり、あるいは組合側とは話し合いのために三ヶ月延長してみたりといふことでございますが、今後その間に精力的に、積極的に、地域住民を納得せしめ、また従業員を納得せしめる方策がありやいなや、この点につきましても、ここで明らかにしていただきたい、かようになります。

○磯崎説明員 まず質問の中の初めの地域住民との関係でございますが、私どもいたしましても、国鉄に移管以来約十五年の長い間、非常に志免に世話になり、また地元の町村にも直接間接にいろいろお世話になっておりました。今回こうしたことになりまして、一応幾山ということになりますが、幸いと申しますか、非常にたくさんの方でその他を持っております。これらの

折衝してまいりたいというふうに思っております、ただ御承知のとおり、財産の処分等につきましては、会計検査院等の非常にむずかしいいろいろな制度もありますので、それらにつきましては、いまあらかじめいろいろ検査院等の了解も得つてございますがこれらにつきましても逆に御協力願うこともあるかと存じます。国鉄だけでもきない場合にはまたいろいろお知恵も拝借に参らなければならないというふうに考えております。

それから関係職員等の問題であります
が、幸い時期等については先ほども申し上げましたような段階になります
ので、本日から配置転換の条件あるい
は老齢退職者の条件等につきまして
も、大体なるべく短時のうちに条件
をきめまして、御承知のとおり立て坑
につきましては三月十二日にすでに終
掘いたしております。それから五坑に
ついては本日終掘いたすことになつて
おります。したがいまして、残るのは
もう八坑だけでありますので、残りの
職員も数が少なくなつて、ほかの職員
はすでに仕事がなくてぶらぶらしてお
りますので、こういった連中となるべ
く早く配置転換いたしまして、一方鉄
道の受け入れ側といいたしましても、実

は年度当初でござりますし、また新幹線の関係もございますので、新規採用をいまちょっと押えておりまして、で
きるだけ急免の職員を受け入れたいと
いう形もとつておりますので、やはり
そういうたった条件を早くきめまして、六
月末までには配置転換の実務も全部終
了いたしてまいりたいというふうに考
えております。

お尋ねしておきたいと思います点は、
自今三ヶ月の間に従業員の問題は具体的
に処理していきたい、こういう御方
針のようございますが、実際問題を
見てまいりますと、国鉄の中におきま
しても合理化というきびしい情勢がござ
います。それから、さらにまた、現
地におきます従業員の中では非常に
高年齢者が多いということ、それから
また鈴山という特殊の環境で働いてお
りまするために、特別の技術を持たな
い、こういう悪条件が重なっておりま
す。そこで、もともと国鉄の企業の中
でも合理化という方向で非常にきびし
い情勢にある、その中で、いま申し上
げまするよう、技術がないという点
が一つある。いま一つは、中高年齢と
いうこと、この点は、私どもも、社会
労働委員会においても、非常に頭を痛
めている情勢でございます。そういう
悪条件が重なっておりますけれども、
それらの従業員の配転等については完
全に消化し得るという見通しでござい
ますのか、またそういう方針であるの
か、この点もひとつ明らかにして従業
員にお答えを願いたい、かように思い
ます。

員あるいは病院等の人間がおりますので、これらを除きますと、約千百ないし一千二百名でございます。このうち先生のおつしやった高年齢者、五十五歳以上の者もおりますが、鉄道の側におきましても五十五歳以上の者は定年退職という形になつておりますので、これら特別の者はやはり退職を勧奨するようなことにもなるかと思いますけれども、後ほど申し上げます産炭地振興で現地の産業に吸収するよう努めしたいと思います。それからそうでない若い層、五十前の連中は、全員なるべく本人たちの望む場所、たとえば東京に行きたい、あるいは阪神に行きたいという人も相当おります。またぜひ地元に残りたいという者もおりますので、できるだけ本人たちの希望する場所、そして本人たちの希望する職種に配置転換いたしたいと思つております。これらは多少の過不足はございますが、全員配置転換いたせる自信がございます。それからちょうどその中間の、あと一、二年で五十五歳になるという連中も実はおります。これらにつきましては、今後の退職条件その他の話し合いの際に善処してまいりたいと申します。それは、特別の者以外につきましては全国の望む地域に、また望む職種になるべく配置転換をしたいというふうに考えております。幸いに今まで千五百人以上の配置転換をいたしまして、たとえ東京へもずいぶん来ております。非常にはじめによく働いてくれております。したがいまして、受け入れ側も、志免の連中の受け入れについてましましては非常に積極的に受け入れる気持ちになつておりますので、できる

だけの努力をいたしまして、計画どおりの配置転換を完了いたしたいというふうに考えております。

○河野(正)委員 いまの一般従業員についてはそういう御方針でござりますが、しかしながら、それと関連をして、かなりの臨時職員が今まで比較的劣悪な条件のもとで働いておったと思うのです。しかし、これもまた志免鉱業所に非常に貢献をしてきた、企業に貢献をしてきたということは否定することはできないと思うのです。こういう臨時職員についてはどういう御方針でござりますか、この点も、最終段階でござりますので、お伺いしておきたいと思います。

○磯崎説明員 臨時職員は約三百名おられます。実は臨時職員のほうは、すでに半月ほど前にもう閉山に賛成いたしました、すでにいつでも配置転換できる体制になつております。ただ臨時職員を先にいたしますと、本職員との關係が非常にむずかしいものでござりますから、今までそのまま待たしてあるわけでございますが、おかげさまで本日の段階になりまして、今後はまず普通の職員を優先的に考え、その次に臨時職員も、若い途中はできるだけ国鉄職員と同じような形で配置転換をしたいと考えております。ただ老齢者につきましては、先ほど申しました多少の例外がございます。若い人につきましてはできるだけ同じような考え方で配置転換をいたしたいと考えております。

○河野(正)委員 そこで、いま地元が一番真剣にかつ重大に考えております点は、やはり炭灰地の振興であろうと考へております。何しろいまで七

十年間志免鉱業所で経済的にも社会的にもささえられてまいっております。その志免鉱業所がいよいよ閉山されるとのことになりますと、地方財政にも非常に大きな影響をもたらしてまいります。そこで、やはりいま地元が一番真剣に、重大に考えておりますのは、あの志免鉱業所の跡にどういう工場、企業というものを誘致するか、この点が私は非常に大きな問題点だらうと考えております。

今まで、石炭産業の合理化の中でいろいろ産炭地振興といふものが叫ばれてまいりました。しかし、現実の問題としては、産炭地振興、産炭地振興と言われておりますけれども、具体的にはなかなか思うようになっておらないというのが今日までの実情でござります。そこで私ども心配いたしますのは、それならばはたして国鉄における産炭地振興というものがうまくいくかどうか、なるほどいまの段階では何とか善処いたしますということです、一応前向きでございますからや安心感を持つておると思いますけれども、しかしそれがうまくいくかいかぬかということは、現地の住民にとりましても関係町村におきましても、これは死活問題でありますから、私は単なるお題目やあるいは絵に描いたモチ子では困ると思うのです。そこで、一般的の場合にも非常に困難な産炭地振興でござりますので、やはり国鉄でもその点は十分御理解いた願いておると思ひますけれども、どのような方向で産炭地振興をお考え願つておるのか、この点もひとつ明らかにしていただきりますなら

ば、地元住民にとりましてもきわめて幸いなことであろうと思います。
○磯崎説明員 具体的なお話をございましてので、具体的に、今までやつてまいりましたことを御答弁申しあげます。

いろいろ地元の関係四カ町村から出てまいっておりますお話の中に、これを大体九つの項目に集約せられております。一々の内容は省略いたしますが、項目だけちょっと申し上げますと、まず第一は工場誘致でござります。その次が租鉄権の問題でござります。三番目が鉱害処理の問題でござります。四番目がボタ山の処理。五番目が上水道の問題でございます。これは、国鉄宿舎に入っております上水道は地元のほうに相当お分けしております。この上水道を継続してほしいということ。それから六番目が道路用地の問題でございます。七番目がし尿処理でございます。八番目が一般的な財産処分。九番目が鉄道の延長の問題でござります。地元の四ヵ町村とされては、いろいろ御要求をこの九つの点に集約せられまして、あとこまかい点は地元の鉱業所長と相談するということで、大きな地元だけで処理できない問題として、この九項目につきました。実は私自身数回地元の方にお目にかかりまして、途中の段階ではございますが、去る二月に正式な書面でもつとものほうから実は御回答を差し上げております。

そのうちすでに具体化いたしましたのといたしましては、五番目の上水道の問題、これは私どもが福岡市の水道局と話をいたしまして、大体いままでと大差ないような福岡市の水道を分

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

けてもらうことに話がつきかけております。これは若干の金も要りますけれども、現在どおりやつてもらうことにしまして、いま話をつけつつあるわけでございまます。七番目のし尿処理の問題でござりますが、これもある程度私のほうで御協力できるといううように、金額も大体見当をつけておりますが、考えております。それから六番目、八番目の道路の問題と財産処分の問題につきましては、これは具体的に図面を引かなければわかりませんので、なるべく御協力お願いしたいと思つておりますし、ただ道路用地に供する場合と一般の財産処分の場合とでは検査院の見方が違つておりますとして、道路用地ですとあるいは無償で差し上げることができるかもしれませんのが、一般的の財産処分になりますと、ある程度やはり有償処分といふことになるかと思いますが、これらにつきましては、評価委員会等をつくりまして、できるだけ適正な額でお譲りいたしたいというふうに考えております。

いたしましたが、いずれもあまりそろ
言つてはなんどございますが、参考に
なるものがございませんで、非常に苦
心して今までまいっておりますが、
幸いに、いま、工場誘致というほどの
大きさなことでございませんが、大
体五つばかり話がまいっております。
会社の名前をあげるのはなんどござ
いますからいたしませんが、工場の内容
といいたしましては、一つは、主としてコン
クリート工業が大体多いようでござ
います。コンクリート工業がこの五つ
のうち三つでございまして、あるいはトラ
フと申しまして、信号、通信の線を入
れるトラフをつくりますそういうコン
クリートの工業、あるいはあぜ道の造
成用のトラフ、こういったコンクリー
ト産業はわりあいに原始的な産業でござ
いまして、先ほど先生の御心配の、
腕に覚えのない人でも従事できるよう
な作業でございます。このコンクリー
ト工業が現在三社ござります。このうち
で、たとえばまくら木等につきまし
ては私のほうでできるだけ買い上げた
いというふうに考えておりまして、私
のほうの所要能力等も計算いたしまし
た上で、この程度のものは買いたい、
買えるという約束もできればして誘致
したいというふうに考えております。
それから、あと二つは、一つは農業
用のポリエチレンの——これは国鉄用
ではございませんが、あの辺で使います
農業用に使いたい化学製品でございま
す。これは相当有力な工場を現在こち
らに持っている人があちらに進出した
いという話がござります。もう一点は、
博多のベッドタウンとして将来あそこ

業を造成したいという意味の分譲住宅事業をしたいというので、これも私のほうに相当多量に物資を納入している会社でございまして、相当資力、信用のある会社でございますが、こういった五社が現在すでに大体何千坪、何万坪ほどので、それを自途といたしました上で、具体的にそれじやどの場所、どの場所といふことで話を進めてまいりたいと思います。ただ、問題はやはり申上げました土地の価額の問題でござります。私どもといたしましてはできるだけこういった関係業者が収支償うような価額で譲りたいというふうに思っておりますが、一方、いろいろ制約がございまして、値段その他についてまだ多少問題が残ると思いますが、私どもといたしましてはできるだけ収支償うような価段でもって譲りたいという気持ちを持っております。そういう意味で、特別に産炭地振興という角度からこの問題を從来の会計検査院の考え方と違った考え方で処理されたくないかということもいま内々話ををしております。そういう意味で、この工場誘致の問題は、私どもろうとでございまして直當することとございませんので、いずれもまだ非常に不確定なことでございます。大体今まで話の進んでおりますのはこの五つの産業、大体一産業七、八十人くらいの人間は使えるのじやないかというふうに考えております。

されますと地域経済が潤っていくことがあります。一つ、いま一つは、やはり企業の誘致のために雇用が増大をすること、大体この二点だと思います。ところが、今日までの産炭地振興の状況を見てまいりますと、雇用というものは案外伸びてない。なるほど振興事業団で融資を受けて企業は誘致したけれども、実際炭鉱離職者といふものは雇わない。子弟を雇うのですね。ところが、いま学卒の子弟というものは何もうとうところに雇つてもらわぬでも、就職率が高いわけです。ところが、実際に私どもが産炭地調査をいたしますと、離職者はほとんど雇つておらない。離職者の子弟を雇つておる。こういうことでごまかしておると申しますか、糊塗しておるという実情が非常に多いようでございます。ですから、私は、この産炭地振興、あるいはまた企業誘致の場合には、ぜひそういう点、今日までの実情という点につきましても十分ひとつ頭に入れて今後いろいろと折衝をやっていただく、こういうことをひとつ強く要望いたしております。

それから今までにすでに解決したという問題の中に、若干、一、二私が気づきました問題がございます。たとえば、用水の問題を取り上げましても、今まで社宅用の用水は御笠川から採取をしておったわけですが。ところが、水の非常に豊富な時期には問題ないのですが、さいますけれども、非常に干ばつがくる、渇水状態が非常に出てまいりますと、揚水をしたために、地元の地域におきまする井戸水が枯渇をしてきて非常に難波をしたという過去苦い経験がござります。それで、そういう

う苦情を鉱業所に持ち込んだのですけれども、ところが最近は雨が多くてそういう実態がなかなか出てこない。今まで鉱業所のお世話になつたことは事実なんですが、この際、鉱業所が閉鎖される。そして今後異常干ばつが訪れる、渴水状態が来るということになりますと、もう地域住民は、その苦情を訴えるところがないわけではありませんけれども、おそらく責任の所在がなかなか明確になり得ないと思うのです。ですから、この際こういう問題はぜひひとつ地元の問題のために解決してほしい。こういう要望等もございます。現地では調査する、調査するとおしゃる、ところが、いまは干ばつではございませんし、最近は、昨年も長雨というようなことで非常に水が多いわけです。調査いたしましても、なかなかそういう結果が出てこない。出てこないまま、それこそ、鉱業所が閉鎖されるという段階に来た。これらについては、いろいろ問題はございましょうけれども、やはり七十年間お世話になつたのですから、そういう前提を尊重して円満に解決するという方針をぜひとってほしいと思う。これは一例でございますけれども、そういう事例というものが若干あるかと思います。具体的に私がいまお願いしておる点は、その点をお願いしておるわけですけれども、これも調査する、調査するであります。ところが、いま、最近は雨が多いものですから、なかなか渴水状態が出てこない。ですから、もう閉山という段階がきましたから、私どもは過去のそういう事例を十分ひとつ御検討なさって、こういう問題は、やはり立つ鳥あとを

涸さずとひう」とばもござりますから、ひとつ円満に解決するような方策をぜひとっていただきたい。これは気づきました具体的な一例でございますけれども、ほかにあるとすれば、そういう事例については、過去長い間鉱業所の発展に対して、運営に対して貢献をしたわけですから、そういう点を尊重する中で十分解決する方策をとつていただきく、こういう点をぜひお約束をいただきたい、かように思います。

○磯崎説明員　ただいまお話しの水の問題は非常に真剣な、深刻な問題でございまして、とりえずいま先生のおっしゃったいわゆる飲み水の問題でござります。一つの期限が間もなくまることになつておりますが、これはすでに福岡市のほうに話をいたしましたで継続することにいたしました。片一方は、まだ三年ほど期間は残つておりますので、いずれ福岡市の市当局——実は只の知事にもお願いいたしまして、今後の問題についてはよろしくお願ひしたい。また、国鉄側として、この際、何と申しますか、ある程度の将来の保障を金で話をするようなことがあれば、できるだけ御協力したいといふことも実は申しております。そのほか、私どもで設備いたしました水道等につきましても、実は全部市のほうに差し上げることになつております。それらの水のほかに鉱害関係の水の問題がまだ実はございまして、その水の問題等を含めまして十分具体的に今後現地の事情を伺つた上でできるだけの処理をしてまいりたいと思つております。

○河野(正)委員　補足しておきますけれども、いま申し上げましたのは、実際御笠川から揚水をして、そして飲料

水に供しておる住民の問題ですが、御笠川に立て井戸を掘つておるわけですね。その立て井戸から渴水時に給水しますと、その地域の井戸といふものは枯渇するわけです。その点を御指摘を申し上げたのが先ほどの具体的な例でございます。そういうふうにひとつ御理解をいただきたいと思います。

それからいま一つは農民の公害の問題でございます。いま私どもが承知する中におきましては、大体被害農民は一千名といわれております。田畠、家屋、道路、河川、かんがい施設、公共建物の被害というものは、不安定地区も含めまして十数億――十三億といふようなこともいわれておりますけれども、いずれにいたしましても非常に甚大な公害が存するわけであります。ところが、いままでは、地元の住民は、国が経営する炭鉱である、かつては海軍でございましたけれども、いまは国鉄ということになります。そこでやはり国営の炭鉱であるということで、公害問題については、いずれ責任をとつていただけるであろうということで、住民のほうがむしろ割合に寛大であつた。そのためにある意味におきましてはこの公害の復旧といふものがおくれた面もございます。一般の民間産業でござりますと、その被害については非常にやかましく言う。この場合は相手が国であるということで、被害住民のほうが非常に寛大であった。そのためには復旧事業団が引き継ぐことだらうと考えますけれども、その点も十分考え方に入れて年次計画等を作成し、そして

○磯崎説明員 公害の問題につきましては、私は専門家でございませんから、その点につきましてもぜひ御配慮を願いたい、かように考えます。

では、私は専門家でございませんので、あるいはお答えが目的をはずれるかもしれません、やはり私のほうでも十億を上回るものであるという推定をいたしております。それから現地のほうからもやはり最後まで公害復旧の関係の事務所を置いてくれというお話をござりますので、閉山いたしました後も残務整理事務所という名前で当分の間関係職員を配置いたしまして、地元の公害復旧についてのいろいろな御希望も承ってまいりたいというふうに考えております。もちろん鉱業法百九条でございますが、このとおりのことを行なつたしますが、そのほかそれに付帯して、いろいろ具体的な御希望も承っております。なるべく早く事務に乗せまして、三ヶ月閉山が延びたこととかわからず、この問題はなるべく早く事務に乗せて処理してまいりたいというふうに考えております。

あらうと思うのです。ですからこの占は、特に農民関係では公害復旧の今後について非常に重大な関心を持っておりますし、また私どもに対しましては非常にきびしい要望等をやっておりまます。でござりますから、数も非常に多いし、被害額も非常に甚大でございますし、なおまたテンボが非常におくれてしまつたというふうな悪条件が重なつておりますので、この点は十分尊重して、その解決のために最大の努力をしておつたといふべきであります。されば、この点は十分尊重しておつたといふべきであります。されば、この点は十分尊重しておつたといふべきであります。

○磯崎説明員　この点につきましては、過般志免鉱業所長と、それから現地の鉱害対策組合長並びに委員長との間で一応覚え書きを結びまして、そして事務を進めるようになつておりますから、将来、ただいま先生の御注音のような方向に従つて十分努力してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員　それから、二、三の点につきましては、たとえば租礦権の問題等については解消されたといつてありますし、ボタ山処理についても大体方針がきめられたようではございまますので、これはあえて申し上げませんけれども、ひとつボタ山の処理等につきましては災害防止というよくなつてもござりますので、ぜひ最善の努力を行なつてほしいことを強く要望いたしておきます。

それからもう一つは、道路の問題につきまして若干お答えになりました。いずれ志免鉱業所にささえられた四カ町でござりますけれども、今後この地域の条件というものが非常に大きく変化していくと思うのです。特に今後この四カ町の経済というもの、あるいはまた社会的地位というものをどうしておきます。

守つていいくか。そのためにはこの都市計画あるいはまた産業道路というふうな問題等も出てくると思います。そこで、当面して一番問題になるのは、やはり鉱業所内に通っております道路、これが閉塞してただちに遮断されることがあります。そこで用地の払い下げ等につきましては会計検査院その他制約があって、現地の要求等がござりますけれども、なかなかむずかしい面があろうとおもいます。しかし、道路の問題につきましては、先ほど副総裁がちょっとお触れになつたようですが、これでも、これはぜひ無償払い下げというふうとをやつていただきませんと、都市計画の面におきましても非常に障害がござります。それからまた、地域の住民の便利、福祉という面におきましても非常に問題があると思います。この点は特に、先ほどお触れになつたようですが、ございますけれども、格段の御配慮と、またその方針をぜひ守って、無償で払い下げてやっていただきたいと考えます。もう時間がまいりましたので、ささいますので、その点につきまして一応お答えをいただいて、結論に入りたいと思います。

見るがあることは事実でござります。私どもも私鉄經協等いろいろ相談いたしまして、こういった点を検討は加えつつございますが、まだ具体的にどの点も考えまして、またもちろん安全という点が一番でありますので、そういう点をかみ合わせまして、どのようにするという結論は出してあります。されにいたしましても、經營の点も考えまして、またもちろん安全という点が一番でありますので、そういふにしてまいるかということは、今後十分慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

いうものに対する責任制というものが実は非常に違うと私は思うのです。たとえば、こういうことを言つています。直接その会社の社員で、そして車両の検修作業に携わっている、この人はいつ幾日どこを調べたという報生書をちゃんと出して、それに基づいていまやつが、ちゃんと次の検査をする人の有責、無責の追及を受ける。こういふ名前が出てくるまでに事故のあった場合には、それはその人の責任の有責者で故になつてくる。こういう仕組みになつてゐるわけです。ですから、この時間が延長されると、結局長い間その責任を、いわゆる作業者がかぶらなければならぬ。こういうことには機械的な事故が発生する。ですから、たとえば一ヶ月検査は二ヶ月となり、半年検査が一年になる、そういうことが起こつてくると、車両の検修そのものに自信が持てないじゃないか、こういう意見が一つあるわけです。これは重要な直接の作業者の意見だと思います。ですから、今日の事情の中でその人間の責任に帰するかどうかといふ、この責任問題はさておいて、実際に作業を担当しておる人々が責任を持つてやろうとする場合には、とても現在だけでも手が回りかねるんだ、こゝう言っておるのです。ですから、形式的になる場合もある。その間に事故がなかつたら、やれやれという気持ちでおるのだというのが実情のようでありまして、ですから十分検修はやれてい

ないというのが現状ではないかといふのがあります。私はこれも
んどんやりなさいということを言つ
いるわけじやありませんけれども、
それが起きると、特別監査ということ
運輸省は出かけられます。それか
の間でも隨時の監査、あるいは定
の監査、こういうふうに出ていかれ
す。けれども、これとても当局の
手不足の折からなかなか十分な監
ができるはずはない。会社側のほう
しても、精密に監査されるといろいろ
な欠点が出てくるから、できるだけは
範的なところだけ監査をして、もら
て、そして帳じりを合わそうといふ
こういう傾向になるのも、今日の事態
ではやつぱりあり得ることだと私は
思つてゐるのです。ですから、そうい
ういろいろな問題があるやさきに車両
の検査の時期を延長する、こういふ
うな条件はどうてい今日なかろうと用
うわけです。いまの局長は十分検査す
るというふうにおっしゃいましたの
で、早晚いわゆる運転規則の中に定め
られた車両の検査回帰キロという問題
につきましてはいろいろな精密な検査計
がなされるだろうと思うわけですが、
それだけに十分慎重なことをわれわれ
の立場としては要望しておきたいと申
うのであります。そういう意味で私け
の立場としては要望しておきたいと申
うのであります。その八日かかるもとで一
つ具体的な例を提供しておきたいと思
うのです。

ぐらいいしかいない。結局一年間でどういわゆる重要な部検査というのは六十両ぐらいしかできない。そうすると、三百数十両の車両のいわゆる車両の検査をやろうとすると、どうでも一年半かかる。こういう数字が出てくるわけです。とても現在の手持ちの要員ではできないということから社が出てきた合理化案の一年半のうちにどうにかできることになる。結局員が足らない、機械設備が足らない。こういう条件を期間を延長することによって帳じりを合わせ、こういうところになるわけです。ですから、車両性能が今日上昇して、これならもう年半検査しなくともだいじょうぶだというのではなくて、現行の規に基づいた検修をやっていこうとするが、どうしても三分の一は余るからそのためには半年期間の延長をやらないとできない、そういうことから協あたりが働きかける可能性は十分あるだろうと思うのであります。われどとしても、私鉄経協がいたずらに理化を考え、あるいは車両検修をおそかにすれば事故が起きるのですから、決してそういうことを考えておられるとは思いませんけれども、しかし、そういう良心的な面でこれを善意に解釈するとしても、もしそういう意図のもとで検討されると、結果は重大な問題になります。車両検修の回帰キロを延長したい、という考え方方が私鉄経営者にあり、政黨のほうでそういう点をもじ度外視さて検討されると、結果は重大な問題になります。残るんじやないか、こういうふうに申すわけです。ですから、いまそういう計画はないようでありまして、私はちょっとと聞いたところでは、この四日

要するに、会間問要定規範の第一點から、決して経営者本位で安易に考へるわけではございません。安全という点を第一に考えまして、科学的に合理的に期間が延長できるという結論が得られれば、これは若干の延長は考へるということになると思いますが、この辺の確信が十分につきますまことに、まず当分その点は心配ないだとう。しかし心配ないからといふと、それだけれども、耳にしないところを目にすると、まず当分その点は心配ないだとう。しかしあれば、これはわれわれも耳にすることと、会社のほうが事実上そういうふうに検修をサボって、そうして当局のほうに対する報告書があいまいにされてしまうといふことなら、これはけしからぬことだという話をしたことがあります。どうかそういう実情を十分検討されて、こういう問題には手をつけていただきたいと思います。

最後にお伺いしておきますが、局長、こういう重要な問題がいきなり実現するということはありませんでしょうかね。

○廣瀬政府委員 ただいま御質問のありました点は、一々ごもつともございませんして、私ども、一番安全の基本であります車両の検修問題については慎重にいたしたいと思っております。ただ先ほどもちょっと申し上げましたように、先生もおっしゃいましたが、最近の車両は逐次新しくなりつつある。車両工業その他も前よりかなり性能の高いものになつております。したがいまして、各種の車両につきまして十分慎重に試験等をいたしまして、実はこの十年くらいの間に車両の故障に基づく事故は半減しております。そういう点から、決して経営者本位で安易に考へるわけではございません。安全という点を第一に考えまして、科学的に合理的に期間が延長できるといふ結論が得られれば、これは若干の延長は考へるということになると思いますが、

は、慎重に行ないたいというふうに考
えております。

○肥田委員 もう一つお伺いしておき
たいのですが、車両の性能がよくなつ
たといふことは、いわゆる外見上のて
いさいだとか、それから車そのもの
の、たとえば電車の場合に、運転の操
作といふものが非常にやりやすくなつ
た、あらゆる部門がすべて自動的にや
れる、こういうような面もあるうと思
うのですが、この性能がよくなつたと
いうことと車両事故といふものとは、
私はなかなか同一視することはできな
いと思うのです。たとえば、電気の回
路といふものは、ほど精密にやつて
おつても、これはなかなかむずかしい
ものでして、いわゆる電気が何かの接
触不十分というようなことがあって
も、これは操作の中でわからない場合
もあるわけです。それが事故の原因に
なることもあります。それからもっと
大切なことは、複雑になれば複雑にな
るほど、どこかの部面で補つていると
いう場合がある。そういう場合にはな
かなか電気回路の故障といふものは発
見しにくい。ですから一般的の車両工
場、あるいは検車場、こういうところ
では、なかなかそういう精密な検査と
された場合には、その車両の検修はそ
の工場に入れて、そうして工場で精密な
機械検査、メーター検査の上で、その
成果といふものを確認する、こういう
ことにならなければいけないと思うわ
けです。ですから、今までのよう

いわゆる勘で、どうなことはどう
でい許されないのが今日の機械の性能
ですから、そういうことを考えてくる
と、私は、期間を短縮するという条件
は、事故がないからということだけで
は、そういう理論的根拠というものが
なかなか出てこないと思います。それ
から、車で一番大切なところは、機械
的な面でセンターピンなどといわれて
いる。あの二点でさえられておるだけ
ですが、これが大体一年に一回はどう
しても取りかえないと磨耗が激しい、
われわれはこういう報告を受けていま
す。そうすると、このセンターピンが
一年半たつたときに折れる事故がどの
ようふえるか減るか、こういうこと
も問題になってくると思います。セン
ターピンが折れれば電車は文句なしに
飛んでしまうのです。ですから、事故が
起きて特別監査をやつたり、営業停止
を命じたり、こういうことをしても、
これはおそいんです。そういう問題が
起きたとき、この辺も今回の事
故については十分調べるように指示し
ております。なお、この運転士はきわ
めて重い重傷でございまして入院中で
ござりますので、いまのところ十分な
供述等は得られていない模様でござ
います。

○久保委員 関連質問。——先ほど御
報告がありました昨日の名鉄ですか、
機械検査、メーター検査の上で、その
結果といふものを確認する、こういう
ことにならなければいけないと思うわ
けです。ですから、今までのよう

りますか。

○廣瀬政府委員 現在まで調査いたし
ましたところによりますと、追突をい
たしました運転士は島田という運転士
でございますが、経験十日となつてお
ります。すなわち、三月十七日に運転
免許を取つております。運転免許をと
りましたから一本立ちできるわけで
ござります。教習所においてこの間不
可欠の訓練は十分受けているはずでござ
いまして、免許を取りますれば一本
立ちはできるわけでござりますが、こ
の辺も、経験十日の者が、しかも特急
の乗務員をやつておるということでも問
題かと存じまして、この辺も今回の事
故について是十分調べるように指示し
ております。なお、この運転士はきわ
めて重い重傷でございまして入院中で
ござりますので、いまのところ十分な
供述等は得られていない模様でござ
います。

○久保委員 なるほど運転免許証とい
うか、それは取られたと思うのであり
ますが、いまお話しのように、鉄道経営
の中では、免許を取つたといふか、資
格がついても、ある期間実地の見習い
ではないに、こういうものはすべて安
全運転というたてまえの上から制定さ
れるということは局長の言われたとお
ねたように、いわゆる会社の経営本位
ではありませんから、その点については
もちろん当局にはそういう専門家がたく
さんおられるのですから、局長も言わ
れたよう、この辺も今回の事
故については十分調べるように指示し
ております。なお、この運転士はきわ
めて重い重傷でございまして入院中で
ござりますので、いまのところ十分な
供述等は得られていない模様でござ
います。

○廣瀬政府委員 私どもも從来からそ
のようないくつかの指導をやつておるつもりでござ
いますが、この事故を契機といたし
まして、こういった点も十分慎重に検
討してみたいというふうに考えており
ます。

○山口(丈)委員 ちょっとそれに関連
してお聞きしたいのですけれども、名
鉄は運転士の養成期間、教習期間はど
うなつておられるのですか。

○廣瀬政府委員 各会社の養成期間に
よって多少異なりますが、大体最低六カ
月ぐらいはやつておられるというふうに考
えております。

○山口(丈)委員 それは実務研修が最
低六カ月ですか、それとも学修も含め
た期間が六カ月ですか、どちらですか。

○廣瀬政府委員 両方を含めまして大
体六カ月ぐらいだと思います。と申し
ますのは、学科が最低四百時間、実務

が最低四百時間となつておりますの
で、両方合わせると大体最低六カ月
ぐらいの教育をしていることになります。
す。いまお尋ねの点は、要するに実務も
含めて六カ月ということになります。

○山口(丈)委員 その六カ月の研修期
間を終わって一本立ちをして列車に乗
る場合に、特急とか急行とか、そういう
特殊列車の担当と普通列車の担当、そ
ういう担当列車種別に応じてのいわゆる
経験との関連において、行政指導として
はどういう指導をされておりますか。

○廣瀬政府委員 実務の四百時間のうち
で、その間におきましていわゆる見
習い運転士としてかなり乗務をしてお
るのが実情でござります。したがいま
して、法的に一本立ちになった者をど
ういうに指導するかということは、具
体的には役所としてはやっておりませ
んが、各会社におきましては、この辺
のようないくつかの指導をやつておるつもりでござ
ります。なほ、今後役所としても十
分指導をしてまいりたいというふうに
考えております。

○山口(丈)委員 時間がないようです
からあまり深くは入れませんが、教習
期間を終わつて実務につく、その場合
に今日では各社ともに合理化、合理化
という合理化ムードによって極度に人
員を節約をしておる。これは経営上は
わかるのですけれども、しかし私がい
つも言つていますように、こういう人
命の尊重という点から考えますと、特
に交通機関はその従業員だけではなく
て、第三者に与える人命、財産の損害
は非常に大きい。ですから今日では國
鉄、私鉄を問わず、その施設の容量よ

りもさらに大きな輸送を要求されておる。それでラッシュは二分ないし三分というふうな間隔で運転をしておる。運転する者については、よほど運転経験の豊富な者をそれに振り向けるようになつて、安全輸送はできないと思うのです。新聞報道によりますと、いま同僚委員から指摘されましたように、非常に経験の浅い運転士が運転しておる。本務になってわずか十日や半月しか経ていない。こういうふうな運転士をそういう特殊な列車に乗務させると、ということは、これは絶対に避けるべきことであるというふうに考えておりません。なおだいまの当該運転士に対する運転のいわゆる合理化をはからなくては、安全輸送はできないと思うのです。

非常に経験の浅い運転士が運転しておる。本務になってわずか十日や半月しか経ていない。こういうふうな運転士

をそういう特殊な列車に乗務させると、ということは、むしろ会社の責任ではないか。もっと経験を十分に積ませた後にこういう特殊列車には乗せるべきではないかと思うのです。こういうふうな行政指導が、やはり経営者だけにまかせておくということでは、運輸省の行政指導にはならないと思うのです。もう少し指導性を發揮して、私がいま申し上げたような指導方法をとるべきではないかと思うので、けれども、そう

いうことは、むしろ会社の責任ではないか。もっと経験を十分に積ませた後にこういう特殊列車には乗せるべきではないかと思うのです。この点についても、詳しく述べてまいります。

○川野委員長 次に、小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

○久保委員 この法案の前提になる船舶の問題についてお伺いするのであります。先般運輸省が発表しました長期計画に基づく輸送量の算定、それに

おきましては、トントン数をおきましておりましたものは、先生の御指摘のございましたように、四十五年度におきましては大体五百万吨と申します。この点につきましては、現在試算し

○久保委員 は三億四千二百万トンといふふうなトントン数を考えております。それからトントン数を考えております。四十五年度におきましては、これは千四百万トントンばかりの程度の数字を一応想定しております次第でございます。この場合におきましては、これは四十三年度におきまして、先生が御指摘になりました前の試算におきましては、輸送量といたしましては四十三年度の貨物船あるいは輸送船の輸送量といたしまして考えておりましたものよりも相違ありません。

○久保委員 ます。しかかも昭和四十五年度の見通しとおきましては、三十七年度の実績は一億九千五百万トンです。そうだとすれば、三十七年度の実績より下回った計算の基礎においてやつておられるところにもどうもちょっとおかしいのぢゃないかという気持ちもします。

○久保委員 そこで概略的に聞きますが、船腹過剰ということを提案の説明の中でも言つておられるし、世間でも船腹過剰だといふのが、その船腹が過剰であるかどうかはどういうふうに把握しているのか、あるいは木船の代替建造の計画はどういうふうになつているのかといふ資料を出しています。

ましては、三十八年度にとつてみますと、貨物船は百八万トン程度が適正なものではなかろうか、タンカーにつきましては大体二十九万トンないし三十万トンというようなところが適正ではなかろうか、したがいまして、貨物船につきましては約五万トン、タンカーにつきましては約十万トンないし十一万トンというようなものが過剰になつておるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○久保委員 それは木船は入らないのです。

○高林説明員 ありますか、全部入れてですか。

○久保委員 これは鋼船の考え方でござります。

○久保委員 内航の全体の輸送の比重

からいえば鋼船のほうが多いかもしれません、いまちょっと資料が見当た

りませんが、船の数からすれば木船が

非常に多いということあります。こ

れは先般の質疑にも代替建造なり何なりをしていきたいということあります

から、この計画の数量はあとでいた

だくことにしましても、いまのお話で

は鋼船で十六万トン、これが全体だと

こう仮定いたしましても、将来の見通

しといふか、この見通しからいつ百

二十万トン近くも四十三年までの五年

間につくらなければいかぬという計算

ですね。そなりますと、いまさらどう

うも内航の適正船腹量をきめて、ワク

をはめて、いわゆるこの過剰傾向を收

束していきたいというふうなことは必

要ないのでなかろうか、法案までつ

くつてやる必要はないのではないかと

いう気持ちを、これだけでは単純に抱

くわけです。この辺の考え方はどういふうになつておりますか。

○若狭政府委員 確かに御指摘のとお

り、一部におきましては過剰傾向があるわけでござりますけれども、全体につきましては約五万トン、タンカーにつきましては約十万トンないし十一万トンというようなところが適正ではなかろうか、したがいまして、貨物船につきましては約五万トン、タンカーにつきましては約十万トンないし十一万トンというようなものが過剰になつておるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○久保委員 それは木船は入らないのです。

○高林説明員 ありますか、全部入れてですか。

○久保委員 これは鋼船の考え方でござります。

○久保委員 内航の全体の輸送の比重

からいえば鋼船のほうが多いかもしれません、いまちょっと資料が見当た

りませんが、船の数からすれば木船が

非常に多いということあります。こ

れは先般の質疑にも代替建造なり何なりをしていきたいということあります

から、この計画の数量はあとでいた

だくことにしましても、いまのお話で

は鋼船で十六万トン、これが全体だと

こう仮定いたしましても、将来の見通

しといふか、この見通しからいつ百

二十万トン近くも四十三年までの五年

間につくらなければいかぬという計算

ですね。そなりますと、いまさらどう

うも内航の適正船腹量をきめて、ワク

をはめて、いわゆるこの過剰傾向を收

束していきたいというふうなことは必

要ないのでなかろうか、法案までつ

くつてやる必要はないのではないかと

いう気持ちを、これだけでは単純に抱

くわけです。この辺の考え方はどういふうになつておりますか。

○若狭政府委員 確かに御指摘のとお

り、

一

部におきましては過剰傾向があ

るわけでござりますけれども、全体と

しては今後の内航輸送の伸びを考えま

した場合に、いま規制することがおか

しいではないかという御議論があるか

と思ひますけれども、この実態を見ま

すと、たとえば鋼船の三〇%程度のも

のは在来船あるいは戦標船等の不経

常の輸送力という面から考えますと、現

老朽船でございます。それから木船の

約六七%は法定耐用年数を超過した船

舶でございます。したがいまして、現

状の輸送力といふ面から考えますと、

とにかくこれを消化いたしており、か

つその上に多少の余剰があるという状

況でござりますけれども、問題はやは

り今後の輸送需要に対応し得るよう

なにかくこれを消化いたしており、か

つどうしたらいいかということござ

います。したがいまして、現状におき

まして過剰傾向のために非常に經營内

容も悪化いたしておりますのでござ

い船舶の近代化というような需要につ

いていくことができないという状況で

ござります。また運賃市況も年に低下

しておりますというような状況であります

ので、それを打開いたしまして、内航

海運の経営を安定させて、しかも近代

化の要請あるいは輸送需要の增高に対

応するためには、一度やはり建造規制

といふことにも踏み切り、また輸送の

自立的な統制ということによつて運賃

の安定をはかるというような制度を確

立いたしまして、新しい輸送需要に対する

応していくということを考えるのが適

当ではないかと考えておるわけでござ

います。

○久保委員 どうもしろうとでよくわ

かりませんが、いまお話し

前半は、先般の中小型のときであります

かめると、いうふうには考へておるわ

けでござります。現在の段階におきま

したが、お話を聞いたとおりであります

す。これは代替建造でやっていけば

いのであります。その面の調整なり

船質改善をやっていけば事足りるので

はないか、絶対量をふやさないという

うでいいだらうと思います。

ところが片方で四十三年度なら四十三

年度の見通しで絶対量をふやそうと

はいかない、絶対量をふやさないとい

うでいいだらうと思います。

したが、お話を聞いたとおりであります

す。これは代替建造でやっていけば

いのであります。その面の調整なり

船質改善をやっていけば事足りるので

はないか、絶対量をふやさないとい

うでいいだらうと思います。

そこで、その現象面にあらわれたも

のは船腹過剰という現象だと思うので

す。外的に見ればですね。ところ

が、われわれはここで、ほんとうに船

腹過剰なうか、それとも中小企業とい

うか零細企業が多いので、結局無理な

稼働をしながらやっているから、そこ

に、こう言つていらっしゃる。あなた

の前半の説明は、これは代替建造です

よ。老朽船とか木船を鋼船にかえると

いうことなんですね。だから私が聞き

たいのは、角度を変えて聞けば、内航

船腹全体を運輸省は掌握しておられる

かどうか、二十トン未満は対象外にい

うことなんですね。だから私が聞き

たいのは、角度を変えて聞けば、内航

船腹全体を運輸省は掌握しておられる

かどうか、二十トン未満は対象外にい

うことです。だから見まし

て、現在の船腹量というものは、たと

えばタンカーにつきましてはるかに

稼働率を超過しておるということが

わかります。これから見まし

て、いろいろな稼働率があるわけでござりますし、輸送距離その他も年々違つてまいりますので、明確に何トンの物資を輸送するかといふことを、内航について的確に判断することは非常に困難でございますけれども、現在われわれのほうで推定いたしました。専用船による稼働率の向上といふよう�습니다。これから見まし

て、現在の船腹量というものは、たと

えばタンカーにつきましてはるかに

稼働率を超過しておるということが

わかります。これから見まし

て、現在の船腹量というものは、たと

えばタンカーにつきましてはるかに

稼働率を超過しておるということが

わかります。これから見ま

柱であり、ねらいであるところの適正船腹量の設定というか、そういうものによってこの過当競争なり運賃低迷を防ごうというねらいは必要ないじゃありませんか。ところが内航海運業者全体についても把握がなかなかできない。で、きないとするならば、運送組合でありますか、こういうものの徹底したのでは組織的確に把握できるという仕組みのはうがより適切ではないか、いま直ちに船舶量を云々してもどうも雲をつかむような話だし、内容の分析についても的確にできないということならば、むしろいま申し上げたような方法をまず先行させて、そのあとで的確に見通しなり実態がわかつたというときに、必要があればこのワクをはじめるという方法をとるべきではないかとさえ思うのですよ。われわれはいろいろとでありますから、あなたが船腹過剰であるという方法をとるべきではないかとさえ思つたのです。ところがひるがえつてみれば、いままのような話になる、こういうことがあります。そういうところについて、もつとすかっとした答弁がないですか。

まして、そういうような点におきましては、船腹過剰の傾向は成長率を異常点でござります。したがいまして、そのあらわれ方といたしまして、輸送需要に対応いたしまして、それはむしろ経済成長率その他によって大体出てくるわけでございますけれども、それに対応いたしますところの船腹過剰というものはこの成長率以上に伸びてきておったということが、今日の船腹過剰の動向になつておるわけでござります。

そこで次に、したがつていま先生の御質問の問題は、船腹過剰ではなしに、企業の零細性といいますか、そういうことに伴うところのダンピングといふようなことが基本的な原因ではないかといふように考え方があるのでございますが、もちろんこういうような傾向があることは否定できないと思います。やはり事業が数千に及びますような事業でござります。しかもそれが大体非常に小規模であるというような実態も伴いまして、非常にダンピングが行なわれやすいというようなことが、この船腹過剰傾向にさらに拍車をかけたことは事実であろうと思います。しかしながら、やはり船腹量が適合しておれば、非常にダンピングがありましても——現在昭和三十二年に比べまして一〇〇に対して六五ぐらいの運賃率ないしはせいぜいよくて八〇といふような運賃率でござります。そういうようなことは、やはり船腹過剰といふのが基本的な要因になつておるのでないかというふうに考えられるわけでござります。

といたしまして四十二年度におきましては、ほぼ二百七十万トン程度の船腹地が必要であるということを申し上げたたゞけでござりますが、これは鋼船でございます。御存じのように現在の内航船は鋼船におきましては百五十万トン程度、それから木船につきましては大体百十万吨程度あるわけでござります。そこで全体といたしまして正確には二百六十七万トン程度だったかと申しますけれども、すでにそれだけの船腹量を持つておるわけであります。鋼船の分野といふものは今後広がると聞いていますけれども、木船の分野といふものは相対的には比重は非常に低下してしまる。したがいまして、全体といたしましては、従来のような成長率以上との伸び方をいたしますと、ますます過剰に拍車をかけるのではないか。現状はすでに過剰でございます。また将来においては、従来のような傾向が出てくるのではないか、こういふふうに考えた次第でござります。

かそういうふうにとれますよ。木船が存在といいうものは非常に否定しておかつておる。ところが木船は現実にあります。だから、木船と鋼船を含めてものごとを考えていかないとい、鋼船だけでも船腹量が余るの減るのといふことをやつたって話にならぬと私は用ゐないのですが、その辺はどうなんですか。

○高林説明員 木船の言及が少なかつたということは申しわけございませんが、木船の比重が非常に大きいことは事実でございます。数字で申しますと、大体三十八年度におきまして、木船といいうものは百十万吨程度ござりますけれども、しかしながら、鋼船と木船の今後の比重を考えていきました場合に、あるいはまた木船の数が非常に多いというようなことのために、非常に稼働率が悪うございます。したがつて、ほんとうに必要な船といいうふうなことで理論的に算定いたしますと、おそらく現在の半數程度で済むのではなかろうか、こういうふうに考えます。ただ、しかしながら、木船の分野を否定するという意思是全然ございません。むしろこれらのものがある程度小型鋼船化しつつあるというのが現状でございます。また将来そういうような傾向がますます強くなるであろう。したがつて、地域的にはいろいろ木船の存在余地といいうものが多分に残るとは思いますけれども、総体的なたとえ数におきましては、やはり減つてくるというふうに考ざざるを得ないであ

○久保委員 総体的に木船は減るだるうといふのは常識的な話であります。が、ただ経営の実態からいへば、木船と鋼船ではかなり差のある部面もあるでしよう。そういうことを考慮の中にます入れないで、鋼船はいわゆる船腹増強、木船は自然に減つてくるだるうという見通しについても、ぼくらはわからぬということなんですよ。いずれにしても資料が、私のほうは拾つてきただけでありますから、おたくのほうのような権威ある資料に基づいてはおりませんけれども、これは一括出していただきて調べさせていただきたいのです。ほんとうにどうも、われわれも、あなたたの説明で、なるほど船腹過剰がかなういう気持ちにはなつておるのですが、なつておるのだが、ワクをはめなければならぬだろうかな。だけれども、内航は、経営の実態からいっても、大、中、小、零細と四つあるのですよ。その経営の実態も違うし、船の大きさも違うし、それからタンカーやその他石炭専用船もあるし、こうなると、これは千差万別、なかなかどうも現状を把握するのが困難だと思う。そこらのところを的確につかまえないので、船腹過剰だからひとつワクをはめようというだけで単純にやつていいのかどうかという問題もわかれわれ考えざるを得ないのです。だから、ここで稼働の実態についても、どういう資料があるかわかりませんが、そういうものも、木船なり鋼船なりについて出していくいただきたい、こう思うのです。確かに、予算はきょう通るであります。が、その予算の中にも、そういう内航対策という前進のきざしは見えます。

この法案 자체、どうやるかが実際は問題だと思っておる。ですから、ここでもう少し整えた資料を出していただきたい、こう思うし、要求がなければ資料は出さぬのが大体しきりであります。が、説明を十分して国会の審議もスマーズにやるというのならば、資料は積極的に出して審議をスマーズに円滑にやらせるということでないと、なかなか進まぬ、こう思うのです。そういう意味で、きょうは資料の要求をして、資料が出てからさらにお伺いしたい、かのように思います。

○川野委員長 次会は明四月一日水曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

十一

附則 第一条第二項中「遵守しなければならない。また」を「遵守しなければならず」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、この法律に規定する煙火は、視界が制限される状態にある場合その他必要があると認められる場合は、日出から日没までの間においても、表示する」とができます。

たい、かように思います。
○川野委員長 次会は明四月一日水曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

參照

卷之三

海上衝突予防法の一部を改正する法律

第一章 總則（第一條）
第二章 灯火等（第二條—第十四

第三章 霧中航行等（前文・第十 条）

第五条・第十六条
航法(前文・第十七条)
第二十七条

第五章
針路信号等(第二十八条)
第六章
雜則(第二十九条—第三

十一條(附則) 第一条第二項中「遵守しなければならない。また」を「遵守しなければならず」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、この法律に規定する燈火は、視界が制限される状態にある場合その他必要があると認められる場合は、日出から日没までの間においても、表示することができる。

第一条第三項第七号中「当該船舶の登録に係る証書に記載する長さ及び幅」を「全長及び最大幅」に改め、同項第十三号を削り、同項第十二号中「サイレンを含むものとする」を「この法律に規定する短音及び長音を発することができる装置をいう」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の「一號を加える。

九 船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合は、船舶が互いに視覚によつて他の船舶を見ることができると規定する場合に限るものとする。

第一条第三項に次の「一號を加える。

十四 「漁ろうに從事している」とは、網、なわ（引きなわを除く。）又はトローリー（けた網その他の漁具を水中で引くことをいう。以下同じ。）により漁ろうをしていることをいう。

〔第二章 燈火、形態物等〕を第二章燈火等に改める。

第二条第一項第一号中「明り、よう」を「白燈」に、「二十点（二

百二十五度）」を「三百二十五度（二十点）」に、「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に、「十点（百十二度三十分）」を「百十二度三十分（十点）」に改め、同項第二号中「及び他の船舶又は水上航空機を引いている船舶」を削り、同項第三号中「四・五七メートル下方」を「四・五七メートル下方で、後方の灯火より常に低く見える位置」に、「十二・二〇メートル」を「十二・一九メートル」に改め、同項第四号及び第五号中「十点（百十二度三十分）」を「百十二度三十分（十点）」に、「二点（二十二度三十分）」を「二十二度三十分（二点）」に改め、同條第三項第一号中「明り、よくな白燈」を「白燈」に、「水上航空機が二以上であつて、その」を「水上航空機の」に、「上方又は下方線上の上方又は下方でこれらの白燈の間隔と同一の距離を隔てた位置」に、「すべての白燈」を「白燈」に、「増掲した燈火以外の二個の白燈のうち一個は」を「これらの白燈のうち、一個は」に、「増掲した燈火は」を「その他のものは」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の「一項を加える。

3 動力船は、航行中、他の船舶又は水上航空機を引いている場合において、引かれている船舶又は水上航空機の最後部のものの船尾又は機尾と引いている船舶の船尾と

の距離百八十三メートルをこえるときは、最も見やすい場所に、日出から日没までの間、直径〇・六一メートル以上で黒色のひし形の形象物一個を掲げなければならぬ。

この場合においては、当該水上航空機は、第二条第二項第一号の登火を唱げてはならぬ。

第四条第三項前段中「又は水中作業をしてい

「社員たるに航空機の運航作業に従事している」に、「それぞれ一・八三メートル以上離てて」を「そ

れぞれ一・八三メートル以上隔てて、かつ、燈火にあつては等間隔に「」に改め、同項後段中「夜間は」

を削り、「第一二号」の下に「又は第七

第四条第五項中「第三項」を「第
一条第二項第一号」を加える。

「四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前

四項」に、「げん燈」を「げん燈又は両色燈及び船尾燈又は機尾燈」に

改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 掃海作業に従事している船舶は、前部マストの頂部及び危険の

存する側のヤードの端に、夜間は、少なくとも二海里離れた周囲

から視認される性能を有する緑燈各一個を、昼間は、直徑〇・六一

メートル以上の黒球各一個を掲げなければならぬ。これらの緑燈

又は黒球の表示は、当該船舶の後方半海里の水域のうち、当該側四分の一海里の範囲内が危険であることを示すものとする。

第五条の見出し中「燈火」を「燈火等」に改め、同条第一項を次のよう改める。

航行中の帆船は、第二条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならず、また、他の船舶に引かれて航行している場合を除き、前部マストの最上部に、二側の燈火を明らかに区別できるように分離して垂直線上に連掲することができる。これらの二個の燈火は、上方のものを紅燈、下方のものを緑燈とし、同項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

第五条第二項に後段として次のように加える。

動力船及び帆船以外の引かれている航行中の船舶は、同条第一項第四号及び第五号のげん燈を掲げなければならない。

第五条に次の二項を加える。

引かれている船舶の最後部のもの船尾と引いている船舶の船尾との距離が百八十三メートルをこえる場合は、最も見えやすい場所に、日出から日没までの間、第三条第三項の形態物一個を掲げなければならない。

第六条の見出し中「小形船舶」を「荒天時等」に改め、同条第一項中「小形の船舶」を「船舶」に、「二点

(一)「十二度三十分」を「十一度三十分(二点)」に改める。
第七条から第九条までを次のように改める。

(小形動力船等の燈火等)

第七条 長さ十九・八〇メートル未満（ろかい又は帆を用いているものにあつては、長さ十二・一九メートル未満）の船舶は、航行中、第二条、第三条及び第五条の燈火を掲げることを要しない。ただし、これらの燈火を掲げない場合、次項から第七項までの規定によらなければならぬ。

2 長さ十九・八〇メートル未満の動力船の燈火の表示については、次の各号による。

船舶の前部の最も見えやすい場所で、げん縁上二・七四メートル以上の高さの位置に、第二条第一項第一号の構造及び装置を有し、かつ、少なくとも三海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個を掲げなければならぬ。

二 第十一条の船尾燈に代えて、引
かれているものの操だの目標と
して、小形の白燈一個を煙突又
は後部マストの後に正横の前方
から見えないように掲げること
ができる。

4 長さ十二・一九メートル未満の
動力船は、第二項第一号の規定に
かかわらず、同号の白燈をげん縁
上二・七四メートル未満の高さの
位置に掲げることができる。ただ
し、その位置は、同項第二号の燈
火より〇・九一メートル以上高く
なければならぬ。

5 長さ十二・一九メートル未満の
ろかい又は帆を用いてる船舶
(小形ろかい舟を除く。)は、最も
見えやすい場所に、少なくとも一
海里離れた所から視認される性能
を有する緑紅の両色燈一個をそ
の緑色又は紅色の射光がそれそれ
左げん側又は右げん側から見えな

船舶が二隻以上ある場合は、その最後部の船舶以外の船舶は、第十一条の船尾燈に代えて、第三項第二号の小形の白燈一個を掲げることができ。第一項の船舶（小形るかい舟を除く。）が船首方向に押されて航行している場合は、第二項第二号のげん燈のみを各げんの前端に掲げ、又は同号若しくは前項の両色燈のみを前端に掲げなければならない。この場合において、二隻以上の船舶が一団となつて船首方向に押されているときは、これらの船舶は、一隻の船舶とみなすものとし、その一団の全長が十九・八〇メートルをこえるものについては、第五条第四項本文の規定によるものとする。

一　マストの最上部で船体上六一〇メートル以上の高さの位置に、少なくとも三海里離れた周囲から視認される性能を有する白燈一個を掲げ、その下方二四〇メートルの位置に、これと同一の性能を有する紅燈一個を掲げなければならない。ただし、長さ十九・八〇メートル未満の水先動力船にあつては、マストの最上部でげん縁上二・七四メートル以上の高さの位置に同白燈を掲げ、その下方一・二メートルの位置に同紅燈を掲げることができる。

舶と間近かに接近するときは、その緑色又は紅色の射光がそのまま左げん側又は右げん側から見えないように短い間隔で示されなければならない。また、第一項の船尾等を掲げなければならぬ。

三 十分間をこえない間隔で炎火を表示しなければならない。

水先業務に従事している水先船は、航行中でない場合は、第一項及び第三号又は前項第二号及び第三号の燈火及び炎火を表示しなければならず、かつ、停泊している場合は、第十一条の停泊燈を掲げなければならない。

4 水先船は、水先業務に従事していない場合は、その種類及び長さが同一である他の船舶が表示すべく燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。

3 長さ十九・八〇メートル未満の
動力船が他の船舶又は水上航空機
を引き、又は押している場合の燈
火表示については、次の各号によ
る。

一 前項第一号の燈火を掲げない
で、白燈一個を一・一二メートル
ル以上隔てて垂直線上に連掲し
なければならない。これらの白燈
は、同号の燈火と同一の構造
及び性能でなければならず、か
つ、これらの白燈のうち一個
は、同号の燈火と同一の位置に
掲げなければならない。ただ
し、一本マストの船舶は、これ
らの燈火をそのマストに掲げる
ことができる。

いように掲げなければならぬ。ただし、この燈火を掲げることができる場合は、これを直ちに使用できるよう備えておき、衝突を防ぐために十分な時間、その是色又は紅色の射光がそれそれ左側又は右側から見えないと示すことをもつて足りる。

第一項の船舶（小形ろかい舟を除く。）は、引かれて航行していふ場合は、動力船にあつては、第一項第一号又は第四項の白燈を掲げてはならず、動力船及びろかいマントを用いている船舶以外の船舶にあつては、第二項第二号又は前項のげん燈又は両色燈を掲げなければならない。また、引かれている

8 第一項の船舶は、第四条第二項及び第十一条第五項の燈火又ははく象物を掲げることを要しない。これらの船舶は、第四条第三項及第十一項第三項の形象物の大きさについては、これらの規定によるものより小さいものとすることができる。

(水先船の燈火等)

第八条 水先業務に從事していると表示については、次の各号による。この場合においては、次の各号以外の燈火を表示してはならない。

三 十分間をこえない間隔で炎を表示しなければならない。
だし、炎火に代えて断続的に囲を照らす白燈一個を用いる
とができる。

二 水先業務に従事している水先
船の航行中における燈火の表示
については、次の各号による。こ
の場合においては、次の各号以外
燈火を表示してはならない。

一 マストの最上部に前項第一
の白燈を掲げなければなら
い。

(漁船の燈火等)

第九条 漁船は、漁ろうに従事している場合のほかは、その種類及び長さが同一である他の船舶が表示すべき燈火又は形象物と同一の燈火又は形象物を表示しなければならない。

2 漁ろうに従事している船舶は、航行中及び停泊中、次項から第八項までの燈火又は形象物のみを表示しなければならず、かつ、これらの燈火及び形象物は、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有するものでなければならぬ。

3 トロールにより漁ろうに従事している船舶の燈火の表示については、次の各号による。

一 二個の燈火を垂直線上に一・

二二メートル以上三・六五メートル以下の間隔で連続しなければならない。これらの燈火は、上方のものを緑燈、下方のものを白燈とし、いずれも周間から視認されるものでなければならない。

二 前号の燈火のほか、第二条第一項第一号の白燈と同一の構造の白燈一個を掲げることができる。この白燈は、前号の白燈よりも低く、かつ、後方の位置に掲げなければならない。

4 トロール以外の方法により漁ろうに従事している船舶は、前項第一号の燈火を掲げなければならない。ただし、上方の燈火は紅燈と

するものとし、また、その船舶の長さが十二・一九メートル未満の場合には、底の直徑が〇・六一メートル以上の二個の同形の円すいを示しなければならず、かつ、これらは形象物と同一の燈

火又は形象物を表示しなければならない。

5 前二項の船舶は、対水速力を有するときは、当該船舶の種類及び長さに応じ、第二条第一項第四号及び第五号又は第七条第二項第二号若しくは第五項のげん燈又は両色燈を掲げ、かつ、第十条の船尾燈を掲げなければならない。

6 第四項の船舶は、水平距離百五

十三メートルをこえて漁具を船外に出している場合は、漁具を出している方向に同項の燈火から一・

八三メートル以上六・一〇メートル以下の水平距離を隔てた場所に周囲を照らす白燈一個を増掲しなければならない。この白燈は、第

三項第一号の白燈の高さをこえず、かつ、げん燈よりも低くない位置に置かなければならない。

7 漁ろうに従事している船舶は、接近してくる船舶の注意を喚起するためには、炎火を用い、又は他の船舶の運航に支障を及ぼすおそれがない方法で、接近してくる船舶に危険のある方向を示すように探照燈を用いることができる。また、これらの船舶は、船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル下方の位置に、少なくとも二海里離れた所から視認される性能を有する白燈一個をできる限り周囲から視認されるように掲げることができる。また、これらの船舶は、作業燈を用いることができる。ただし、この条に規定する燈火の視認及びその特性の識別を妨げないように、作業燈の照度及びやへいに注意しなければならない。

8 漁ろうに従事している船舶は、

船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル以下の位置に白燈一個を掲げな

れる。また、水平距離百五十三メートル未満の船舶にあつては、かごをこえて漁具を船外に出している場合は、漁具を出している方向に黒色の円すい形の形象物一個を頂点を上にして示さなければならぬ。

9 第十条第一項中「船尾においてできる限りげん燈と同一の高さの位置」を「別に定めのある場合を除き、船尾」に、「十二点(百三十五度)」を「百三十五度(十二点)」に、「六点(六十七度三十分)」を「六十七度三十分(六点)」に改める。

第十一条第一項中「明りような白

燈」を「白燈」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、これらの船舶は、船尾又

はその近くの場所でこの燈火から

少なくとも四・五七メートル下方

の位置に、少なくとも二海里離

れた所から視認される性能を有する

白燈一個をできる限り周囲から視

認されるように掲げることができ

る。

第十一条第二項を次のように改め

2 長さ四十五・七五メートル以上

の船舶は、停泊している場合は、夜間においては、船首の近くで船体上六・一〇メートル以上の高さの位置に白燈一個を掲げ、かつ、

船尾又はその近くの場所でこの燈火から少なくとも四・五七メートル以下の位置に白燈一個を掲げな

ればならない。

10 乗り揚げている船舶は、第四号前段の信号を行ない、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

11 第十一条第七項中「一海里」を「

海里以上」に改める。

12 第十三条の見出し中「燈火及び形

象物」を「燈火等」に改め、同条第一項中「又は水上航空機が二以上ある場合」を若しくは水上航空機が二以上ある場合又は漁船が集団で漁ろうに従事している場合」に改め、

「妨げるものではなく、また、船舶所有者が、その船舶の属する国政

府の許可を受け、且つ登録及び公告された識別信号を使用すること」を削る。

13 第十四条中「円すい形象物」を「円すい形の形象物」に、「上にして」を「下にして」に改める。

14 第十五条の前に次の章名及び前文

1 この章その他この法律の規定を

2 乗務員は、衝突を防止するため、レーダー情報の使用について

3 動力船は、他の船舶若しくは水上航空機の前条第三項の信号を聞く前又は他の船舶若しくは水上航空機を視認する前に、その正横の前方に他の船舶又は水上航空機が

さ十二・一九メートル以上の動力船に、「二十トン」を「長さ十二・一九メートル」に改め、同条第三項第七号から第九号までを次のように改める。

7 乗り揚げている船舶は、第四号前段の信号を行ない、かつ、当該号鐘信号の直前及び直後に号鐘を明確に三回点打しなければならない。

8 動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうことができる。

9 第十六条の見出し中「速力等」を「行動」に改め、同条に次の二項を加える。

10 水先業務に従事している水先

11 動力船は、第一号、第二号又は第四号の信号を行なうほか、短音四回の識別信号を行なうことができる。

12 第十五条第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二項を加える。

13 第十五条第三項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二項を加える。

14 第十六条の見出し中「速力等」を「行動」に改め、同条に次の二項を加える。

15 動力船は、他の船舶若しくは水上航空機の前条第三項の信号を聞く前又は他の船舶若しくは水上航空機を視認する前に、その正横の前方に他の船舶又は水上航空機が

存在することを知つた場合は、これらと著しく接近することを避けるために、適切な動作を早期にとることがでできる。著しく接近することを避けることができない場合では、状況の許す限り、衝突を避けるのに適当な時期に機関の運転を止め、かかる後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

「第三章 航法」を「第四章 航法」改める。
第四章前文此次の一頁を加える。

2 前項の規定は、狭い水道において、帆船が、その水道の航路筋から航行できない動力船の安全通航を妨げることができることとするものではない。

第二十二条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「船舶は」の下に「必要な動作ができる限り積極的に、かつ、早期にとらなければならず、また」を加える。

第二十四条第二項及び第三項中「二点(二十二度三十分)」を「二十二度三十分(二点)」に改める。

第六章 雜論

に連動して作動し、汽笛音との時間点燈される装置によるものでなければならない。

及び水上航空機の衝突予防に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律第
号) 第十条又は関
税定率法(明治四十三年法律第
五十四号)第十七条第一項(第
十号に係る部分に限る。)の規定
の適用を受けて輸入されたもの

許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

備付け)

2.に規定する登録証書を備え付けなければ、運行（道路運送車両法

う。以下同じ。)の用に供してはならない。

第四条 締約国登録自動車について
は、道路運送車両法第四条、第十

ら第三十三条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十六条、第

条、第六十六条、第七十三条第一項及び第九十七条の三の規定は、

締約国登録自動車については、
道路運送法第九十九条及び第一百二
二条の規定による。

登録証書の交付)

第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自

二 受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

二 二隻の船舶の風を受けるげんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

前項第二号の規定の適用については、風の方向は、メインスル（横帆船につては、最大の縦帆）の張つている側の反対側を風上とする。

第十八条第二項中「第二十一条第二項」を「第二十条第三項及び第二十一条」に改める。

第二十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第二十六条中「漁ろうをしていな
い航行中の船舶は、底びき網その他
の網又はなわ（引きなわを除く。）を用
いて」を「漁ろうに従事している船
舶以外の航行中の船舶（第四条の規
定が適用されるものを除く。）は、「
に、「漁ろうをしている船舶」を「漁ろう
に従事している船舶」に改める。
「第四章 雜則」を「第五章 針路
信号等」に改める。

3 船舶は、前二項の汽笛信号を少
なくとも五海里離れた周囲から視
認される白燈による発光信号と併
用して行なうことができる。この
発光信号は、汽笛信号装置と同時

第一二八条中第三項を第四項と
し、第二項の次に次の二項を加え
る。

4 第四百四十九条から第一千四百四十九条までの規定は、船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合にのみ適用する。
第十七条各号を次のように改め
一 二隻の船舶の風を受けるげん
が異なるときは、左げんに風を受ける船舶は、右げんに風を受ける船舶の進路を避けなければならぬ。

第二十五条第二項中「他の動力船」を「他の船舶」に改め、同条に次の二項を加える。

3 狹い水道においては、長さ十九メートル未満の動力船は、その水道の航路筋しか航行できない他の船舶の安全通航を妨げてはならない。

第二十六条中「漁ろうをしていないう航行中の船舶は、底びき網その他の網又はなわ（引きなわ）を除く。」を用いて「魚ろうこそ進算して、るる沿

4 第二十三条から第二十四条までの規定は、船舶が互いに他の船舶の視野の内にある場合にのみ適用する。

第二十五条第二項中「他の動力船」を「他の船舶」に改め、同条に次の二項を加える。

存在する」ことを知った場合は、これらと著しく接近することを避けるために、適切な動作を早期にとることができる。著しく接近することを避けることができない場合には、状況の許す限り、衝突を避けるのに適当な時期に機関の運転を止め、かかる後衝突の危険がなくなるまで注意して運航しなければならない。

「第三章 航法」を「第四章 航法」に改める。

第四章前文 次の二頁を加える。

2 前項の規定は、狭い水道において、帆船が、その水道の航路筋から航行できない動力船の安全通航を妨げることができることとするものではない。

第二十二条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「船舶は」の下に「必要な動作ができる限り積極的に、かつ、早期にとらなければならず、また」を加える。

第二十四条第二項及び第三項中「二点(二十二度三十分)」を「二点(三十度二点)」に改める。

十九百六十年の国際海上衝突予防規則に準拠して、海上における船舶

道路交通に関する条約の実施に
伴う道路運送車両法の特例等に
関する法律案

道路交通に関する条約の実施
に伴う道路運送車両法の特例等
に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、道路交通に関する条約(以下「条約」という。)を実施するため、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法第一条第二項に規定する自動車をいう。

2 この法律で「締約国登録自動車」とは、締約国(条約の締約国であつて日本国以外のものをいう。以下同じ。)若しくはその下部機構によりその法令に定める方法で登録されている自動車(被牽引自動車を除く。)であつて次の各号の要件に該当するもの又はこれにより牽引される被牽引自動車であつて次の各号の要件に該当するものをいふ。

一 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第一条、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年

号)第十条又は関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十七条第一項(第十一号に係る部分に限る)の規定の適用を受けて輸入されたものであること。

二 当該自動車を輸入した者の使用に供されるものであること。

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の輸入の許可を受けた日から一年を経過しないものであること。

(締約国登録自動車の登録証書の備付け)

第三条 締約国登録自動車(被牽引自動車を除く)は、条約第十八条第2項に規定する登録証書を備えなければ、運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下同じ)の用に供してはならない。

(道路運送車両法等の適用除外)

第四条 締約国登録自動車については、道路運送車両法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第七十三条第一項及び第九十七条の三の規定は、適用しない。

2 締約国登録自動車については、道路運送法第九十九条及び第一百一十七条の規定は、適用しない。

登録証書の交付)

第五条 道路運送車両法第四条の登録又は同法第六十条後段若しくは第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自

自動車の使用者は、当該自動車を締

約国において使用しようとするときは、当該登録又は当該車両番号の指定を受けた陸運局長から登録証書の交付を受けることができる。

2 原動機付自転車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）を締約国において使用しようとするものは、運輸省令で定める事項を陸運局長に届け出て、登録証書の交付を受けることができる。（省令への委任）

第六条 前条の登録証書の記載事項及び様式その他当該登録証書に関する実施細目は、運輸省令で定め（職権の委任）。

第七条 第五条の規定により陸運局長の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反した者は識別記号の表示をせず、又は条約第二十一条に規定する証明記号をつけないで、締約国登録条の規定による登録番号若しくは自動車の用に供した者
- 2 附則

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次

のように改正する。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車」という。以下同じ。」を加える。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に及び締約国登録自動車」を加え、同条第二項中「当該軽自動車」の下に「又は当該締約国登録自動車」を、「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車」を加え、同条第三項中「軽自動車」の下に「又は締約国登録自動車番号」を「若しくは車両番号又は道路交通に關する条約の規定による登録番号」に改める。

道路交通に關する条約への加入に伴い、同条約の利益を受ける自動車及び原動機付自転車について道路運送車両法等の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

道路交通に關する条約への加入に伴い、同条約の利益を受ける自動車及び原動機付自転車について道路運送車両法等の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十九年四月四日印刷

昭和三十九年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局